平成２９年度第５回御船町議会定例会（９月会議）　議事日程（第１号）

平成 29 年 9 月 14 日

午前 10 時 00 分開会

１　議事日程

第　１　会議録署名議員の指名

２番　森田　優二　君

８番　池田　浩二　君

第　２　諸報告

１　諸般の報告

２　行政報告

第　３　報告第　８号　財政健全化判断比率及び資金不足比率の報告について

第　４　承認第　１号　専決処分の報告及び承認について

第　５　認定第　１号　平成２８年度御船町一般会計歳入歳出決算について

第　６　認定第　２号　平成２８年度御船町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算について

第　７　認定第　３号　平成２８年度御船町介護保険事業特別会計歳入歳出決算について

第　８　認定第　４号　平成２８年度御船町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算について

第　９　認定第　５号　平成２８年度御船町緑の村運営事業特別会計歳入歳出決算について

第１０　認定第　６号　平成２８年度御船町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算について

第１１　認定第　７号　平成２８年度御船町情報通信基盤施設運営事業特別会計歳入歳出決算について

第１２　認定第　８号　平成２８年度御船町水道事業会計歳入歳出決算について

第１３　議案第１９号　工事請負契約の締結について

第１４　議案第２０号　工事請負契約の締結について

第１５　議案第２１号　工事請負契約の締結について

第１６　議案第２２号　工事請負契約の締結について

第１７　議案第２３号　御船町避難行動要支援者名簿に関する条例の制定について

第１８　議案第２４号　御船町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

第１９　議案第２５号　御船町企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第１０条第１項の規定に基づく準則を定める条例の一部を改正する条例の制定について

第２０　議案第２６号　平成２９年度御船町一般会計補正予算（第３号）について

第２１　議案第２７号　平成２９年度御船町国民健康保険事業特別会計補正予算（第２号）について

第２２　議案第２８号　平成２９年度御船町介護保険事業特別会計補正予算（第２号）について

第２３　議案第２９号　平成２９年度御船町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第１号）について

第２４　議案第３０号　平成２９年度御船町緑の村運営事業特別会計補正予算（第２号）について

第２５　議案第３１号　平成２９年度御船町公共下水道事業特別会計補正予算（第１号）について

第２６　議案第３２号　平成２９年度御船町情報通信基盤施設運営事業特別会計補正予算（第１号）について

第２７　議案第３３号　平成２９年度御船町水道事業会計補正予算（第２号）について

第２８　陳情第　４号　上野・田代ため池事業に関する要望書について

第２９　陳情第　５号　陳情書　上野インター（仮称）設置に伴う中山間地域振興策について

第３０　職員派遣

追加日程第１　発議第２号　田上忍町議会議員への議員辞職勧告に関する決議について

２　出席議員は次のとおりである（14人）

１番　清水　　蕙　君　　２番　森田　優二　君

３番　岩永　宏介　君　　４番　中城　峯視　君

５番　福永　　啓　君　　６番　田上　　忍　君

７番　藤川　博和　君　　８番　池田　浩二　君

９番　塚本　勝紀　君　　10番　田中　隆敏　君

11番　沖　　徹信　君　　12番　井本　昭光　君

13番　岩田　重成　君　　14番　田端　幸治　君

３　欠席議員（なし）

４　職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名（１名）

事務局長　福本　　悟　君

５　説明のため出席した者の職氏名（18名）

町長	藤木　正幸　君	副町長	本田　安洋　君
教育長	本田　惠典　君	総務課長	吉本　敏治　君
企画財政課長	坂本　幸喜　君	税務課長	宮崎　　靖　君
町民保険課長	宮崎　尚文　君	こども未来課長	野口　壮一　君
福祉課長	道山　敏文　君	健康づくり支援課長	西橋　静香　君
農業振興課長	藤野　浩之　君	商工観光課長	作田　豊明　君
建設課長	松岡　秀明　君	学校教育課長	坂本　朋子　君
社会教育課長	宮川　一幸　君	環境保全課長	緒方　良成　君
会計管理者	福田　敏江　君	監査委員	山下　誠雄　君

～～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～～

午前１０時００分　開　会

○議長（田端幸治君）　おはようございます。

ただ今から、平成29年度第５回御船町議会定例会９月会議を再開します。

～～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～～

日程第１　会議録署名議員の指名

○議長（田端幸治君）　日程第１、「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、２番、森田優二君、８番、池田浩二君を指名いたします。

～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～

日程第２　諸報告

○議長（田端幸治君）　日程第２、「諸報告」を行います。

まず、諸般の報告を行います。

初めに要望活動について、報告をいたします。

９月７日、８月議会において可決しました自治法に基づく中長期的な人的支援に係る財政支援を含む10項目について、地方自治法第99条に基づき熊本県選出議員を表敬訪問、その後、関係省庁に対しての要望活動を行いました。今後も引き続き国への要望活動を行っていきます。

それでは、休会中における諸般の報告をいたします。

議会運営委員会を９月４日に開催し、各種案件、定例会９月会議の進行等について協議を行いました。第５回御船町議会定例会９月会議の議事日程は、９月14日から９月22日までの９日間と決定をいたしました。議会全員協議会を８月29日及び９月11日に開催し、それぞれの議案について協議を行いました。

次に、今回受理しました陳情第６号、「全国森林環境税の創設に関する意見書の採択」に関する陳情及び、陳情第７号、「協同労働の協同組合法の速やかな制定を求める意見書に関する陳情書」については、机上配布としました。

次に、九州中央自動車道建設促進協議会の地方大会が８月11日に、熊本市のホテル熊本テルサで開催され、熊本県と宮崎県の両県で関係者約600人が出席しました。命の道としてのこの路線は九州の横軸となり、自動車道の必要性を再認識、最後に蘇陽・高千穂間約20キロの早期事業化など国へ求める６項目の要望が決議されました。

今後も引き続き国等への要望活動を行っていきます。

次に、８月22日、県町村議会議長会主催による常任委員長、議会運営委員長研修会が美里町文化交流センターひびきで開催され、講師として、東京大学名誉教授、大森彌氏から、「二元代表制の意義と議会の機能強化」と題して講演があり、言うまでもなく議会は日本国憲法第93条では、議事機関とされている中、制度的には国等が予算の編成権と議案提出

権を持ち、執行が優位となっている。このような中に議会が首長提案の追認機関にならないよう、この概要を厳しく吟味しなければならないなどの講演がありました。

次に、一部事務組合議会関係では、上益城広域連合議会、御船地区衛生施設組合議会、御船町甲佐町衛生施設組合議会、上益城消防組合議会及び熊本中央一般廃棄物処理施設整備促進協議会がそれぞれ開催をされました。

その他の内容につきましては、議席に配布した資料のとおりであります。

以上、諸般の報告を終わります。

続いて、行政報告を行います。

○町長（藤木正幸君）　行政報告を行います。

まず、総務課について報告します。

８月22日、山口県の防災体験学習事業の一環として、山口県と御船町の小中学生による交流会が行われました。山口県が御船町の震災復旧・復興支援を行っている縁で実現し、山口県内の48人の小中学生が参加しました。御船町からも52名の小中学生が参加し、震災をテーマとする町職員の講話を聞いたり、防災ワークショップに取り組むなどし、防災意識を高めていました。

次に、職員研修の実施について報告します。８月４日及び25日に全職員を対象とした人権研修を行いました。今回は、日本ソーシャルコーチ協会代表理事、冨岡郁雄氏を講師に「傾聴からなる人権で大切な３つのこと、共感、受容、信頼」という演題で講演をいただきました。

また、８月17日及び24日には、基本的な接遇マナーを身につけてもらおうと、町職員を講師とする事前研修として、接遇研修を実施しました。新規採用職員のほか、非常勤職員、臨時職員など、合わせて36名が受講しました。

次に、熊本地震被災地視察事業について報告します。この事業は、熊本地震による災害復旧の現状を知っていただき、不足している技術系職員の派遣につなげようと熊本県が実施したもので、８月31日に県内の30の自治体から50人の職員が来町され、御船町の被災状況を視察されました。保健センター研修室で、担当課による説明を行った後、大規模盛土造成地滑動崩落防止事業の対象となっている中原団地と町道下鶴堂山線の現地を視察していただきました。

次に、９月における任期付職員の任用について報告します。熊本地震の被災自治体にお

ける土木及び建築技師職員の人員不足を解消するため、益城町、南阿蘇村、西原村、御船町の４自治体合同による任期付職員採用試験を、東京、福岡、熊本の３会場で実施しました。この結果、農業振興課及び建設課で必要とする職員数を確保することができ、９月１日付けで７名、９月11日付けで２人の合計９人の採用となりました。任期は、原則として平成32年３月末までの約２年半となっています。

次に、企画財政課について報告します。

九州中央自動車道建設促進地方大会が８月17日に、熊本市内の会場で開催されました。大会には約600名の沿線自治体関係者や住民が参加し、沿線地域代表や、住民代表による意見発表等を行い、九州中央自動車道の早期完成に向け熱意を強くアピールしたところです。熊本地震の発生を通じて、命の道である本自動車道の必要性を再認識するとともに、早期の完成に向け、地域を挙げた取り組みを進めるとともに、引き続き国への提言活動等にも取り組んでいきます。

次に、税務課について報告します。

平成29年度、市町村税担当課長会議が開催され、平成28年度の県内の徴収実績、全国の徴収率などの報告がありました。御船町は、国保税を除く市町村税徴収率95.56％、県内45市町村中第18位という結果でした。県から納税担当の整備として、コンビニ収納、クレジットカードの収納の実施について提案がなされ、御船町でも早期に検討することとしました。

８月14日から18日まで、平成29年度住民税、国保税の未申告者に対する申告相談を実施し、63人が来庁されました。未申告の状態では、所得証明の発行ができなかったり、国保税の軽減措置を受けられないなど、不利益になることがあります。申告相談については、これからも随時受け付けていきます。

次に、福祉課について報告します。

８月16日、御船川河川敷お祭り広場において、昨年８月から本年７月までにお亡くなりになられた御船町町民239柱の御霊の遺徳を偲び、安らかな御冥福をお祈りするため、下記慰霊祭を開催しました。僧侶６人による読経と御遺族約100人に御焼香いただき、故人の遺徳を後世に伝える厳かな慰霊祭となりました。慰霊祭終了後、精霊流しへとうつりました。前日の大雨の影響で水嵩が増し、流れが急だったため、川の中には流すことはできませんでしたが、200余りの万灯と16灯の精霊船が遺族の手によって見送られました。

次に、健康づくり支援課について報告します。

９月15日から22日まで、各地区を検診車が巡回し、結核検診を実施しました。結核はむかしの病気と思われがちですが、現在も我が国最大の感染症です。生活習慣病が免疫機能を弱めて結核を発病する危険性を高めていることが課題となっており、受診や診断の遅れによる集団感染も発生しています。咳が長引くときは診察を受けるなど、住民一人一人の意識と行動が大切です。今回の結核検診は65歳以上の方が対象となっています。積極的に受診されますよう、声かけをお願いいたします。

次に、農業振興課について報告します。

平成28年災の農地と災害復旧事業の進捗につきましては、８月31日現在で117件の発注を行っています。今後も計画的に工事の発注を進め、早期の営農再開を目指していきます。熊本地震復興基金による農家の自立復旧支援事業につきましては、８月31日現在で145件の申請があっています。また、被災住宅復旧支援事業につきましては、８月31日現在で101件の申請受付を行っています。10月から復興基金を活用した小規模農業用水路・農道の早期復旧支援事業及び私道復旧事業に取り組む予定です。農業用施設の復旧や生活産業の早期復旧を図っていきます。

次に、商工観光課について報告します。

８月13日に、第44回御船があーっぱ祭りを開催しました。２年ぶりの開催で、約３万人の来場者がありました。交通規制、警備体制においても、職員総出の万全な体制で行い、大きな事故、トラブル等もなく、盛会のうちに終了することができました。

次に、御船町特産品いさぎの商品販売について報告します。観光協会との連携により、８月11日から観光交流センターで販売を行っています。今後は商工会と連携し、販売店舗の拡充とさらなる特産品の認定に向けて９月中旬から12月下旬にかけて２次募集を行う予定です。

次に、化石発掘体験について報告します。８月末までに約3,900名の体験者でにぎわっており、併せて周遊チケットの販売により、町内の飲食店、温泉等への回遊が始まっています。今後秋の行楽シーズンに向けて吉無田高原の化石広場とわくわく化石ランドの利活用について、愛郷吉無田と恐竜博物館との連携により計画を行っていきます。

次に、建設課について報告します。

災害公営住宅整備事業について報告します。現在一丁目区の建設工事においては、鉄筋

コンクリート造りでの建設を進めているところです。また、７月15日に災害公営住宅建設予定地の用地交渉を行いました。地権者の反応としては協力的であり、今後は早急に用地買収に向けての事務処理を行うこととしています。その他の候補地についても用地の確保を進め、早期の災害公営住宅の建設を図りたいと考えています。

次に、大規模盛土造成地滑動崩落防止事業について報告します。造成宅地防災地域の指定についての説明会を８月17日に滝尾地区､18日に小坂地区において開催しました｡また、８月21日から25日にかけて、宅地の擁壁復旧対象者に対する個別説明会を開催したところです。滝尾地区、小坂地区、辺田見地区については詳細設計が終了したので、９月以降に工事の発注を行う予定です。

大規模盛土造成地滑動崩落防止事業拡充分については、県との協議の結果70件の申請のうち25件が事業採択となり、うち20件について、県との工法協議を完了しています。現在調査・測量設計業務委託の入札に向けて準備中であり、12月以降に工事発注を予定しています。

次に、町営住宅災害復旧事業について、報告します。妙見坂、辻、玉虫の３団地について、既に復旧工事を進めています。中原団地については、８月28日に災害査定が終了しました。今度は災害査定移転後の詳細設計の見直しとなり、10月頃に工事の発注を予定しています。

次に、災害関連地域防災がけ崩れ対策事業について、報告します。現在、県との工法協議が42件中32件完了し、詳細設計について、19件が完了しているところです。今後は、工法協議及び設計が完了した箇所から、随時工事発注を行う予定であり、現在、被災した方への工事の説明を行っているところです。

次に、熊本地震災害、昨年６月の梅雨前線豪雨による公共土木施設災害復旧工事の進捗状況について報告します。８月31日現在における発注状況は248件、22億2,140万1,000円、全体の約75％となっています。今年度末まで全体の約93％を発注計画としており、今後の発注事務を迅速に進めているところです。

次に、環境保全課について報告します。

倒壊家屋等の先行解体、公費解体の申請は９月11日現在で1,349件となっています。公費解体調査済件数は1,186件の99.8％、解体完了件数が1,141件の86.4％となっています。

次に、学校教育課について報告します。

８月30日に２学期が始まり、子どもたちの元気な声とともに、朝の登校風景が見られるようになりました。２学期には七滝中央小学校、御船中学校の運動会をはじめ、修学旅行、学校経営訪問、各研究指定校の発表会など、多くの行事が予定されています。中学生の修学旅行につきまして、セーブ・ザ・チルドレン、ジャパン様による公的支援の対象とならない被災生徒への助成事業の協議を進めているところです。

震災復旧関連につきましては、小坂小学校改築工事について議会の承認をいただき、平成30年３月完成に向けて工事を着工をしたところです。

次に、社会教育課について報告します。

７月15日から御船町恐竜博物館において開催しております特別展の来場者が８月27日に３万人を突破し、記念セレモニーを行いました。また、８月24日には御船町の地層からカンガルーやコアラなど有袋類を含む哺乳類の歯の化石が国内で初めて発見されたことが報道され、カナダで開かれた学会でも池上学芸員が世界に向け発表しました。発見されたこの化石は、現在博物館で展示しています。

次に、８月26日、御船カルチャーセンターアートホールにて、第23回御船町子ども英語劇場を開催しました。昨年は熊本地震の影響により開催ができませんでしたが、本年は57名という多くの小中学生の参加があり、６月14日から本番までの約３カ月間練習に励んできました。最後の１週間はミズーラ子ども劇場から派遣された俳優に演技指導してもらいました。会場は狭かったのですが、舞台と観客との距離も近く、例年以上に子どもたちの緊張感や迫力が伝わる劇となりました。

次に、スポーツセンターの復旧ですが、既に工事も着工しており、アリーナの使用につきましては、平成30年１月からの開館を目指しています。カルチャーセンターホールにつきましては、まだ開館の見通しが立っていない状況です。

以上で、行政報告を終わります。

～～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～～

日程第３　報告第８号　財政健全化判断比率及び資金不足比率の報告について

日程第４　承認第１号　専決処分の報告及び承認について

日程第５　認定第１号　平成28年度御船町一般会計歳入歳出決算について

日程第６　認定第２号　平成28年度御船町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算について

日程第７　認定第３号　平成28年度御船町介護保険事業特別会計歳入歳出決算について

日程第８　認定第４号　平成28年度御船町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算について

日程第９　認定第５号　平成28年度御船町緑の村運営事業特別会計歳入歳出決算について

日程第10　認定第６号　平成28年度御船町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算について

日程第11　認定第７号　平成28年度御船町情報通信基盤施設運営事業特別会計歳入歳出決算について

日程第12　認定第８号　平成28年度御船町水道事業会計歳入歳出決算について

日程第13　議案第19号　工事請負契約の締結について

日程第14　議案第20号　工事請負契約の締結について

日程第15　議案第21号　工事請負契約の締結について

日程第16　議案第22号　工事請負契約の締結について

日程第17　議案第23号　御船町避難行動要支援者名簿に関する条例の制定について

日程第18　議案第24号　御船町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第19　議案第25号　御船町企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第10条第１項の規定に基づく準則を定める条例の一部を改正する条例の制定について

日程第20　議案第26号　平成29年度御船町一般会計補正予算（第３号）について

日程第21　議案第27号　平成29年度御船町国民健康保険事業特別会計補正予算（第２号）について

日程第22　議案第28号　平成29年度御船町介護保険事業特別会計補正予算（第２号）について

日程第23　議案第29号　平成29年度御船町後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第１号)について

日程第24　議案第30号　平成29年度御船町緑の村運営事業特別会計補正予算（第２号）について

日程第25　議案第31号　平成29年度御船町公共下水道事業特別会計補正予算（第１号）について

日程第26　議案第32号　平成29年度御船町情報通信基盤施設運営事業特別会計補正予算（第１号）について

日程第27　議案第33号　平成29年度御船町水道事業会計補正予算（第２号）について

○議長（田端幸治君）　日程第３、報告第８号、「財政健全化判断比率及び資金不足比率の報告について」から、日程第27、議案第33号、「平成29年度御船町水道事業会計補正予算（第２号）について」まで、25件を、会議規則第37条の規定に基づき一括議題とします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

○町長（藤木正幸君）　報告第８号、財政健全化判断比率及び資金不足比率の報告について。地方公共団体の財政の健全化に関する法律第３条第１項及び第22条第１項の規定により、別紙のとおり報告する。

承認第１号、専決処分の報告及び承認について。地方自治法第179条第１項の規定により専決処分した次の事件について、同条第３項の規定に基づき別紙のとおり報告し承認を求める。御専第12号、熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について。

次に、決算認定関係です。

認定第１号、平成28年度御船町一般会計歳入歳出決算について。認定第２号、平成28年度御船町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算について。認定第３号、平成28年度御船町介護保険事業特別会計歳入歳出決算について。認定第４号、平成28年度御船町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算について。認定第５号、平成28年度御船町緑の村運営事業特別会計歳入歳出決算について。認定第６号、平成28年度御船町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算について、及び認定第７号、平成28年度御船町情報通信基盤施設運営事業特別会計歳入歳出決算についてまで、地方自治法第233条第２項及び第３項の規定に基づき議会の認定をいただくため、監査委員の意見を付して上程するものです。

また、認定第８号、平成28年度御船町水道事業会計歳入歳出決算については、地方公営企業法第30条第２項及び第４項の規定に基づき上程するものです。

まず、一般会計決算額は、歳入総額153億9,541万6,000円、歳出総額143億3,023万5,000円となり、前年度の決算額に対し、歳入112.5％の増、歳出110.1％の増額となりました。歳入決算額から歳出決算額を差し引いた形式収支額は10億6,518万1,000円となり、形式収支額から翌年度に繰り越すべき財源を控除した実質収支額は４億2,903万8,000円で、前年

度に対し6.9％の増となります。

歳入については、特別交付税７億4,962万5,000円の増、国庫支出金22億5,919万6,000円の増、県支出金11億237万8,000円の増、繰入金11億8,671万3,000円の増、トータル28億8,729万1,000円の増などにより、歳入全体で81億4,917万2,000円の増額となっています。

歳出では、総務費９億2,250万4,000円の増、民生費11億7,853万8,000円の増、衛生費32億6,835万7,000円の増、教育費５億6,258万2,000円の増、災害復旧費14億6,494万9,000円の増などにより、歳出全体で75億7,516万3,000円の増額となっています。

国保特別会計の決算額は、歳入総額30億3,230万7,000円、歳出総額29億651万5,000円となり、前年度の決算額に対し、歳入2.8％の増、歳出2.2％の増額となりました。

また、介護保険特別会計への決算額は、歳入総額18億5,032万4,000円、歳出総額17億5,162万9,000円となり、前年度より歳入で4.3％の増、歳出で3.7％の増額となりました。

後期高齢者医療特別会計の決算額は、歳入総額１億7,845万9,000円、歳出総額１億7,129万6,000円となり、前年度より歳入で11.8％の減、歳出も11.8％の減額となりました。

緑の村特別会計の決算額は、歳入総額１億3,811万3,000円、歳出総額1,304万1,000円となり、前年度よりも歳入で606.9％の増、歳出で30.7％の減額となりました。

公共下水道特別会計の決算額は、歳入総額４億5,638万5,000円、歳出総額４億4,313万2,000円となり、前年度より歳入で0.8％の減、歳出で3.1％の減額となりました。

情報通信基盤特別会計の決算額は、歳入総額6,921万8,000円、歳出総額6,714万9,000円となり、前年度より歳入で19.9％の増、歳出で27.6％の増額となりました。

水道事業会計では、収益的収支の収入が32億5,048万1,000円、歳出30億913万7,000円となり、差し引き２億4,134万4,000円の純利益を計上することができました。

資本的収支については、収入1,716万3,000円に対し、支出１億2,991万3,000円で、差し引き１億1,275万円の不足となりますが、過年度損益勘定留保資金等で補填しました。

以上、一括して決算認定に係る説明となります。

詳細は、企画財政課長より説明させます。

議案第19号、工事請負契約の締結について。町道植木原竹下線（小坂橋）橋梁災害復旧工事について、次のとおり請負契約を締結する。

提案理由。請負契約の締結については、御船町議会基本条例第12条第１項の規定により、議会の議決を経る必要がある。これが、この議案を提出する理由である。

議案第20号、工事請負契約の締結について。町道滝川橋線橋梁災害復旧工事について、次のとおり請負契約を締結する。

提案理由。請負契約の締結については、御船町議会基本条例第12条第１項の規定により、議会の議決を経る必要がある。これが、この議案を提出する理由である。

議案第21号、工事請負契約の締結について。御船町恐竜博物館震災復旧工事について、次のとおり請負契約を締結する。

提案理由。請負契約の締結については、御船町議会基本条例第12条第１項の規定により、議会の議決を経る必要がある。これが、この議案を提出する理由である。

議案第22号、工事請負契約の締結について。御船町防災情報伝達施設整備工事について、次のとおり請負契約を締結する。

提案理由。請負契約の締結については、御船町議会基本条例第12条第１項の規定により、議会の議決を経る必要がある。これが、この議案を提出する理由である。

議案第23号、御船町避難行動要支援者名簿に関する条例の制定について。御船町避難行動要支援者名簿に関する条例を別紙のとおり制定する。

提案理由。災害対策基本法においては、災害時に避難支援が必要な者の名簿について、町で条例を定める場合に限り、平常時から本人の同意なく関係機関と共有できる定めとなっている。平常時から要支援者の情報を関係機関で共有することにより、災害発生時の避難支援、安否確認等の措置がより確実になることが見込まれるため、本条例を制定する。これが、この議案を提出する理由である。

議案第24条、御船町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について。御船町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

提案理由。平成27年人事院勧告に基づく一般職の職員の給与に関する法律の改正に伴い、本条例を改正する必要がある。これが、この議案を提出する理由である。

議案第25号、御船町企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第10条第１項の規定に基づく準則を定める条例の一部を改正する条例の制定について。御船町企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第10条第１項の規定に基づく準則を定める条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

提案理由。企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律の一部改正に伴い、本条例を改正する必要がある。これが、この議案を提出する理由である。

議案第26号、平成29年度御船町一般会計補正予算（第３号）。平成29年度御船町一般会計補正予算（第３号）は次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。第１条、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ14億9,926万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ173億1,989万円とする。

２項、歳入歳出予算の補正の款・項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表　歳入歳出予算補正」による。

債務負担行為の補正。第２条、債務負担行為の追加は、「第２表　債務負担行為」による。

地方債補正。第３条、地方自治法第230条第１項の規定により起こすことができる地方債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は「第３表　地方債補正」による。

議案第27号、平成29年度御船町国民健康保険事業特別会計補正予算（第２号）。平成29年度御船町国民健康保険事業特別会計補正予算（第２号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。第１条、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1,309万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ28億1,914万6,000円とする。

２項、歳入歳出予算の補正の款・項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表　歳入歳出予算補正」による。

議案第28号、平成29年度御船町介護保険事業特別会計補正予算（第２号）。平成29年度御船町介護保険事業特別会計補正予算（第２号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。第１条、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ2,212万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ17億9,361万5,000円とする。

２項、歳入歳出予算の補正の款・項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表　歳入歳出予算補正」による。

議案第29号、平成29年度御船町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第１号）。平成29年度御船町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第１号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算補正。第１条、歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ125万3,000円

を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ２億932万2,000円とする。

２項、歳入歳出予算の補正の款・項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表　歳入歳出予算補正」による。

議案第30号、平成29年度御船町緑の村運営事業特別会計補正予算（第２号）。平成29年度御船町緑の村運営事業特別会計補正予算（第２号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。第１条、歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ38万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,553万9,000円とする。

２項、歳入歳出予算の補正の款・項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表　歳入歳出予算補正」による。

議案第31号、平成29年度御船町公共下水道事業特別会計補正予算（第１号）。平成29年度御船町公共下水道事業特別会計補正予算（第１号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。第１条、歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ752万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ４億6,837万3,000円とする。

２項、歳入歳出予算の補正の款・項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表　歳入歳出予算補正」による。

議案第32号、平成29年度御船町情報通信基盤施設運営事業特別会計補正予算（第１号）。平成29年度御船町情報通信基盤施設運営事業特別会計補正予算（第１号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算補正。第１条、歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ2,025万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7,549万1,000円とする。

２項、歳入歳出予算の補正の款・項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表　歳入歳出予算補正」による。

議案第33号、平成29年度御船町水道事業会計補正予算（第２号）。

総則。第１条、平成29年度御船町水道事業会計補正予算（第２号）は、次に定めるところによる。

収益的支出。第２条、平成29年度御船町水道事業会計予算第３条に定める収益的支出の予算額を次のとおり補正する。

○企画財政課長（坂本幸喜君）　それでは、私から説明いたします。

日程第４、報告第８号、財政健全化判断比率及び資金不足比率の報告について説明しま

す。議案書の第４ページをお開きください。このことにつきましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第３条第１項及び第22条第１項の規定に基づき、議会に報告するものであります。

報告すべき財政事情についても国が規定しております。５ページを御覧ください。表の左側から１列目、区分と表題が付けられた列に示されています。実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率及び公営企業会計の資金不足比率の５つの指標となります。

次に、２列目です。標題が平成28年度決算となっております。平成28年度決算時点での本町の実績値を記載しております。

３列目です。財政健全化基準です。国が定めたもので、財政状況はかなり悪化しているが、団体の自助努力によりそれが改善すれば、財政健全化が図れるだろうという段階を示した基準です。健全化判断比率の４つのうち、いずれか１つでも早期健全化基準以上となると、早期健全化団体となり、その団体は議会の議決を経て財政健全化計画を作成し、財政の早期健全化に取り組まなければなりません。

４列目です。財政再生基準です。これも国が定める基準です。この基準を超えると、財政状況がかなり悪く、国・県の強力な関与のもとで確実な財政の再生を実行しなければならない段階です。実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債比率、３つの健全化判断比率のうちいずれか１つでも、この財政再生基準以上になりますと、財政再生団体となり、その団体は議会の議決を経て、財政再生健全化計画を作成し、財政の再生に取り組まなければなりません。

また、この財政再生計画を作成した団体は、総務大臣の同意を得なければ地方債の借り入れができなくなります。

次に、本町の平成28年度決算時点の実績値を見てまいります。まず、実質赤字比率です。これは普通会計、一般会計、情報特会の会計に生じている赤字の大きさを、その地方公共団体の標準財政規模に対する割合で表したものです。歳入歳出差し引きで、赤字となればそこに数値が載ります。平成28年度は一般会計、情報特会とも黒字決算であったため、「なし」となっております。

次に、連結実質赤字比率です。これは水道事業を含む本町の全会計を対象とした実質赤字額または資金の不足額の標準財政規模に対する比率です。この数値もすべての会計で黒

字決算でしたので、「なし」となっております。

次に、実質公債費比率です。町税、交付税のような人が特定されておらず、毎年度経常的に支出される財源に対する公債費の割合です。前３年間の平均値となり、公債費が財政に及ぼす負担を表す指標です。平成28年度決算では5.9となっており、平成27年度6.5から0.6ポイント改善しています。この要因は、上益城消防組合の起債償還に充てたと認められる負担金の減や、災害復旧費等に係る基準財政需要額の増、また標準税収入額の増加によるものです。

次に、将来負担比率です。一般会計などが将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模を基本とした額に対する比率です。一般会計などの借入金や公営企業、組合、法人等に対する将来支払っていく可能性のある負担等の現時点での残高を指標化し、将来負担の度合いを表す指標です。平成28年度は107.9となっております。平成27年度の90.4から17.5ポイント悪化しました。悪化の要因としては、熊本地震による地方債残高の増、財政調整基金残高が減少したことによるものです。

次に、公営企業会計の資金不足比率です。御船町では、水道事業、下水道事業、緑の村の３会計の不足額の概要を表す指標です。公営企業の資金不足を公営企業の事業規模である料金収入の規模と比較して指標化し、経営状態の悪化の度合いを示す指標となります。平成28年度は、水道事業、下水道事業及び緑の村運営事業特別会計において、いずれの会計においても資金不足がないため「なし」となっております。

以上で、報告第８号の説明を終わります。

○総務課長（吉本敏治君）　それでは、承認第１号、御専第12号につきまして、少し説明をいたします。議案書の７ページ、８ページをお願いいたします。

この専決処分につきましては、熊本県市町村総合事務組合の規約の一部の変更を行う必要があることから専決処分を行うものであります。内容につきましては、この総合事務組合に加入しております公立玉名中央病院企業団、この名称が、地方独立行政法人熊本県北病院機構設立組合と名称が改められました。

このことに伴いまして、専決処分を行うものでありますが、今現在、熊本県市町村総合事務組合に加入しております団体が、市町村や一部事務組合を含めまして、これはすべて県内ですが、約67団体ほどございます。したがいまして、この構成する団体すべてにおいて議決もしくは専決処分を行うという必要が生じます。

８ページにその内容につきましては、標題の次に、地方自治法第286条第１項の規定により、平成29年９月30日限りで、この名称変更を行うために名前が変わるということになりますので、施行日は10月１日からということで、県内の構成団体すべてにおいて議決もしくは専決処分を行う必要があるというものです。

○企画財政課長（坂本幸喜君）　それでは、決算認定の関係、８件の議案について御説明いたします。

歳入・歳出決算書をお手元に御用意いただきたいと思います。総括につきましては、決算書に係る主要施策の経過説明書が決算書の末尾にとじてあります。また、先ほど町長より数値の合計等の説明がありましたので、省かせていただきます。詳細は、後日各担当課長から所管の款・項・目を読み上げて説明します。

本日の説明は、平成28年度一般会計及び特別会計決算の概要、起債の残高、基金の状況、各会計の実質収支、水道会計の損益計算書の概要について御説明申し上げます。

まず、一般会計と特別会計を合わせました決算額は、前年度に比べ歳入で66.2％増の211億2,022万3,000円、歳出で63.0％増の196億8,299万7,000円となりました。一方、実質収支額は前年度比11.4％増の６億7,770万3,000円となりました。歳入歳出とも、前年度と比較して大幅な増額となっている要因は、平成28年熊本地震によるものであります。

平成28年度一般会計決算額に占める熊本地震関連に係る決算額は69億8,976万円となりました。

次に、水道事業を含めた全会計の起債残高は150億3,225万9,000円で、前年度に対しまして24億9,520万6,000円の増となっております。会計別では、普通会計27億6,100万9,000円の増、下水道事業特別会計では１億5,000万7,000円の減、水道事業会計では１億1,579万6,000円の減となりました。

起債の年度末残高は、普通会計全体で11億1,191万9,000円となりました。内訳は、財政調整基金８億6,263万8,000円、減債基金１億3,266万6,000円、その他特定目的基金で１億1,561万5,000円、定額運用基金100万円で、昨年度と比較しますと、全体で４億4,578万9,000円の減となっております。

それでは、各会計の実質収支の説明をいたします。

まず、認定第１号、御船町一般会計歳入歳出決算について御説明します。決算書の288ページを御覧いただきたいと思います。実質収支に関する調書になります。歳入総額が、

前年度比112.5％増の153億9,541万6,312円です。歳出総額は110.1％増の143億3,023万4,969円です。歳入から歳出を差し引いた形式収支は151.2％増の10億6,518万1,343円となっております。翌年度へ繰り越すべき財源６億3,614万3,000円を差し引いた実質収支額は、2,774万2,485円増の４億2,903万8,343円となりました。

続きまして、認定第２号、御船町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算について御説明します。336ページを御覧いただきたいと思います。歳入総額が、前年度比2.7％増の30億3,230万7,433円です。歳出総額は2.2％増の29億651万4,662円です。歳入から歳出を差し引いた形式収支は19.4％増の１億2,579万2,771円となっております。翌年度へ繰り越すべき事業はございませんので、実質収支額はそのままの１億2,579万2,770円となっております。

続きまして、認定第３号、御船町介護保険事業特別会計歳入歳出決算について御説明します。382ページを御覧いただきたいと思います。歳入総額が、前年度比4.3％増の18億5,032万4,158円です。歳出総額は3.7％増の17億5,162万8,419円となっております。歳入から歳出を差し引いた形式収支は15.7％増の9,869万5,739円です。翌年度へ繰り越すべき事業はございませんので、実質収支額はそのままの9,869万5,739円となりました。

続きまして、認定第４号、御船町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算について御説明します。404ページを御覧いただきたいと思います。歳入総額が、前年度比11.8％減の１億7,845万9,326円です。歳出総額は11.8％減の１億7,129万6,181円となっております。歳入から歳出を差し引いた形式収支は10.9％減の716万3,145円となっております。翌年度へ繰り越すべき事業はございませんので、ここも実質収支額はそのままの716万3,145円となっております。

続きまして、認定第５号、御船町緑の村運営事業特別会計歳入歳出決算について御説明します。420ページを御覧いただきたいと思います。歳入総額が、前年度比606.9％増の１億3,811万3,090円です。歳出総額は30.7％減の1,304万896円となっております。歳入から歳出を差し引いた形式収支は１億2,507万2,194円です。翌年度へ繰り越す財源１億2,331万6,000円を差し引いた実質収支額は175万6,194円となりました。

続きまして、認定第６号、御船町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算について御説明します。448ページを御覧いただきたいと思います。歳入総額が、前年度比0.8％減の４億5,638万5,530円です。歳出総額は3.1％減の４億4,313万2,510円となっております。歳入か

ら歳出を差し引いた形式収支は1,325万3,020円となっております。翌年度へ繰り越すべき財源６万5,000円を差し引いた実質収支額は1,318万8,020円となりました。

続きまして、認定第７号、御船町情報通信基盤施設運営事業特別会計歳入歳出決算について御説明します。466ページを御覧いただきたいと思います。歳入総額が、前年度比19.9％増の6,921万7,805円です。歳出総額は27.6％増の6,714万8,796円となっております。歳入から歳出を差し引いた形式収支は59.5％減の206万9,009円です。翌年度へ繰り越すべき事業はございませんので、実質収支額はそのままの206万9,009円となります。

続きまして、認定第８号、御船町水道事業会計歳入歳出決算について御説明します。水道会計決算書の５ページを御覧いただきたいと思います。水道事業会計の損益計算書を使って御説明します。ここに載せております金額は消費税抜きの金額となります。

まず、一番左側を御覧いただきたいと思います。営業収益は、（１）の給水収益２億2,486万2,968円と（２）のその他の営業収益1,120万6,123円の合計で、２億3,606万9,091円となっております。

次に、営業費用です。（１）の原水及び浄水費3,190万4,944円から、（５）の資産消耗費までの合計した金額が、営業費用として３億2,840万3,502円となっております。営業収益２億3,606万9,091円から営業費用３億2,840万3,502円を引きますと、9,233万4,411円の営業損失が発生しております。

次に、営業外収益ですが、（１）の国庫補助金から（５）の雑収益までの金額を合計しまして、営業外収益が8,443万189円となっております。営業外費用は、（１）の支払利息及び企業債取扱諸費3,633万493円と（２）の雑支出233万2,381円の合計した金額で、3,866万2,874円です。営業外収益から営業外費用を引きますと、営業外利益が4,576万7,315円であります。よって、営業損失9,233万4,411円と営業外利益4,576万7,315円を合計しますと、4,656万7,096円の営業損失となります。

さらに、特別利益29億1,067万4,032円から特別損失の26億2,380万8,953円を差し引きますと、２億8,686万5,079円となり、先ほど申しました経営損失4,656万7,096円を差し引きますと、当年度の純利益は２億4,029万7,983円となります。さらに、前年度の繰越利益剰余が1,474万4,857円ありますので、合わせますと、当年度末の未処分利益剰余は２億5,504万2,840円となりました。

以上で、決算認定についての説明を終わります。

○総務課長（吉本敏治君）　続きまして、議案第19号から説明を申し上げます。議案書の９ページをお開きください。工事請負契約の締結についてであります。

まず、工事名です。町道植木原竹下線（小坂橋）橋梁災害復旧工事であります。工事の理由につきましては、昨年の熊本地震により道路が被災し、通行の支障となることから、この橋梁災害復旧事業により復旧を行うものであります。工事場所につきましては、御船町大字小坂地内です。契約金額が4,266万円、契約の相手方ですが、上益城御船町大字滝川712番地、株式会社東生企業です。この件につきましては８月30日に入札を執行しております。

続きまして、議案第20号です。10ページになります。同じく、工事請負契約の締結についてであります。まず、工事名です。町道滝川橋線（滝川橋）橋梁災害復旧工事であります。工事の理由につきましては、先ほどと同様です。工事場所につきましては、御船町大字滝川地内となります。契約金額が8,206万9,200円、契約の相手方です。御船町大字辺田見203番地１、池田工建株式会社です。この件も８月30日に入札を執行しております。

次に、議案第21号、11ページになります。まず、工事名です。御船町恐竜博物館震災復旧工事。これも昨年の地震により傷ついたものを復旧するものです。工事場所は御船町大字御船地内、契約金額が7,668万円。契約の相手方です、八代市宮地町2088、株式会社松島建設です。本件につきましては、８月31日に入札を執行しております。

次に、議案第22号です。12ページです。工事名、御船町防災情報伝達施設整備工事。工事の理由につきましては、住民の生命・財産を守るため、さまざまな災害に関する情報を迅速に住民へ伝達する施設を設備するということになります。工事場所につきましては、御船町地内一円になります。契約金額は７億7,155万9,020円となります。契約の相手方です。福岡市博多区上呉服町10番１号、パナソニックシステムソリューションズジャパン株式会社、九州支社です。これにつきましては、９月１日にプレゼンテーションを行った上、これは公募しておりますが、公募した上で、１次審査を経て残った３社につきまして、プレゼンテーションを行い、その上で委員の審査に基づき決定したものであります。

なお、今の契約に関するものにつきましては、議案説明書の１ページから順に掲載をしておりますので、御参照いただきたいと思います。

続きまして、議案第23号です。議案書の13ページからになります。これは新しく条例を制定するものであります。御船町避難行動要支援者名簿に関する条例です。主な中身とし

ましては、まず、上位法であります災害対策基本法によって、各市町村においては避難行動要支援者に対する名簿を作成するということになっています。それに基づきまして、今回条例を制定するものであります。

まず、第３条で、名簿情報の提供というところを御覧いただきたいと思います。法律に基づきます規定において、避難支援者等関係者に対し名簿情報を提供するものとする。この場合において、名簿情報を提供することについて、避難行動要支援者の同意を得ることを要しない。これは条例でこういうふうに規定をするものであります。

しかしながら、本人の同意が得られないものについては、その限りではないという規定にしております。ただし、災害等が常に起きている、あるいは発生する可能性がある場合につきましては、同意を得ずとも、関係機関で情報を提供することができるということは、法律上で規定されております。

また、これらの名簿を共有するための機関としまして想定をしておりますのが消防機関、警察それから民生委員、社会福祉協議会、そのほかに嘱託員等を想定しているところであります。

続きまして、16ページをお願いいたします。議案第24号です。御船町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例です。中身については17ページに記載しております。これは、一般職の給与に関する法律の改正に基づきまして、今回この額の改正を行っております。これにつきましては、議案説明書の16ページを御覧いただきたいと思います。今回の改正につきましては、職員の単身赴任の手当の部分であります。新旧の対照表を掲載しておりますが、単身赴任手当の月額を２万3,000円から３万円、それから規則で定める以上の距離であるものについては、加算額の４万5,000円を７万円に改めるという内容であります。

続きまして、18ページになります。議案第25号です。御船町企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第10条第１項の規定に基づき準則を定める条例の一部を改正する条例であります。この議案につきましては、上位法となります根拠法令が変わったことによりまして、その部分を引用しております関係上、その引用部分を改正するというものになります。

議案説明書の17ページを御覧いただきたいと思います。引用する法律の名称及び条項が変わるところから標題を改正し、なおかつ１条の中で引用しております条文の改正を行う

というものであります。

○企画財政課長（坂本幸喜君）　続きまして、私から、議案第26号から議案第33号まで、平成29年度補正予算について御説明いたします。

まず、議案第26号、平成29年度御船町一般会計補正予算（第３号）について御説明いたします。補正予算書をお手元に御用意ください。今回の補正額は14億9,926万4,000円となりまして、補正後の金額が173億1,989万円となりました。なお、債務負担行為の補正と地方債の補正も同時に上程しています。

まず、６ページを御覧いただきたいと思います。債務負担行為の補正となります。平成30年度からＮＰＯ法人愛郷吉無田で雇用予定の地域おこし協力隊１名分の謝金、保険料、活動補助金の債務負担行為となります。平成30年度末、仮称ですけれど、上野インター開設予定の中、平成30年４月から吉無田高原緑の村に新たにドームキャンプが建設されることに伴いまして、対外的に吉無田高原に注目が集まることも想定されます。観光資源のさらなる磨き上げと、地域の食のルートの拡充を担うため、新たな地域おこし協力隊を１名雇用するものであります。

次に７ページを御覧ください。地方債補正となります。まず、災害公営住宅建設事業1,800万円を追加補正しまして、限度額は３億1,000万円です。これは、一丁目と古閑原に建設予定の災害公営住宅整備に伴う測量設計委託に係る地方債の増額補正となります。

次に、公営住宅施設災害復旧事業は、中原団地住宅災害復旧事業に伴う新たな地方債8,000万円の借り入れです。

次に、公用・公共用施設災害復旧事業1,710万円を減額補正しまして、限度額は680万円です。これは、当初庁舎屋上漏水防止事業を地震による災害復旧事業としていましたが、老朽化によるものと判断されたため、減額するものであります。

次に、庁舎屋上防水改修事業1,280万円の追加補正です。前に述べましたとおり、災害復旧事業から単独事業となり、地方債の充当率も100％から75％に変更し、借り入れるものであります。

次に、宅地耐震化事業１億3,900万円を追加補正しまして、限度額は１億8,570万円です。これは、事業費の増により大規模盛土滑動崩落防止事業に伴う地方債5,730万円、災害関連地域防災がけ崩れ対策事業に伴う地方債3,340万円、宅地耐震化推進事業・拡充事業に伴う地方債4,830万円の増額補正となります。

次に、公共土木施設災害復旧事業1,520万円を追加補正しまして、限度額が７億3,020万円となっています。これは、秋只橋、八竜橋の追加設計に伴う地方債増額補正となります。

次に、学校教育施設等整備事業790万円を減額補正しまして、限度額は１億8,630万円です。これは、小坂小学校の校舎建設に伴う補助金の増による地方債の減額補正となります。

次に、文教施設災害復旧事業270万円を追加補正し、限度額は9,460万円となります。これは、工事費の増による水越社会教育センター災害復旧に伴う地方債20万円、町民グラウンド災害復旧事業債250万円の増額補正となります。

次に、熊本地震復興基金自治公民館災害復旧事業70万円を追加補正しまして、限度額は1,530万円です。これは、五丁目集会所災害復旧に伴う地方債の増額補正となります。

次に、発行可能額の確定に伴い臨時財政対策債262万8,000円の減額補正となります。

合計で、２億4,077万2,000円の増額補正となり、補正後の起債の限度額は49億1,137万2,000円となりました。

次に、８ページを御覧いただきたいと思います。事項別明細書、歳入の部分です。主なものを申し上げます。10款、地方交付税、補正額１億9,453万4,000円、補正後の金額が27億1,570万6,000円です。これは普通交付税の確定に伴う増額となります。

次に、14款、国庫支出金、補正額６億8,668万4,000円。補正後の金額が51億628万円です。これは、中原団地復旧事業補助金３億7,497万7,000円、災害公営住宅建設費補助金8,398万3,000円、大規模盛土造成地滑動崩落防止補助金5,730万円、宅地耐震化推進事業・拡充事業補助金4,830万円などです。

次に、15款、県支出金、補正額１億1,770万円、補正後が15億5,510万8,000円です。これは、熊本地震復興基金交付金6,808万6,000円、災害関連地域防災がけ崩れ対策補助金3,717万7,000円などとなります。

次に、17款、寄附金です。補正額7,000万円、補正後が１億１万1,000円です。これは新たに楽天ふるさと納税ポータルサイトの活用や広告・ＰＲ等により寄附金の増額を見込んだものとなります。

次に、18款、繰入金です。歳入歳出の調整として、財政調整基金へ4,302万6,000円を戻しております。補正後の金額が５億2,680万4,000円となっております。

次に、19款、繰越金、補正額２億3,062万3,000円です。補正後が４億2,903万8,000円です。これは、平成28年度決算剰余金を予算化したことになります。

次に、21款、町債です。先ほど町債の補正で説明したとおり、補正額が２億4,077万2,000円、補正後の金額が49億1,137万2,000円となります。

合計の補正額が14億9,926万4,000円となり、補正後の金額が173億1,989万円ということになります。

次に、９ページを御覧ください。歳出になります。主なものを申し上げます。２款、総務費、補正額が３億3,930万7,000円、補正後の金額が12億9,662万4,000円です。主なものは、上益城消防組合負担金2,015万円、これは交付税の確定に伴い災査定を行ったところによる御船町負担金の増額分となります。

次に、ふるさと応援基金積立金7,000万円の増。歳入においてふるさと納税寄附金を7,000万円増額したことによる積立金の増額補正です。

次に、財政調整基金積立金２億2,883万5,000円、これは平成28年度の決算剰余金の２分の１を積み立てるものであります。

次に、ふるさと納税寄附金の拡充に伴いまして、返礼品やＰＲ、広告料、ポータルサイト利用手数料など4,614万7,000円の増額補正などが上げられます。

次に、３款、民生費、補正額4,022万4,000円。補正後の金額が32億5,924万8,000円です。主なものは、地域支え合いセンター運営委託料800万円、臨時福祉給付金1,350万円、熊本地震復興基金に係る新たなメニューとしまして、応急仮設住宅並びにみなし仮設入居者等の再建に向けた転居費用や賃貸住宅入居支援助成金2,400万円を予算化しております。

次に、５款、農林水産業費、補正額4,636万2,000円、補正後の金額が６億8,522万7,000円です。主なものは、農家の農地自力復旧に対する支援交付金30件分、600万円、小規模農業用水路・農道等復旧支援事業交付金120件分、3,192万円です。

次に、７款、土木費、補正額１億989万8,000円、補正後の金額が11億1,389万4,000円です。主なものは、一丁目、古閑迫に建設します災害公営住宅に係る測量・設計業務委託料１億1,400万円です。

次に、10款、災害復旧費、補正額が９億2,179万2,000円です。補正後の金額が37億1,719万3,000円です。主なものは、中原団地災害復旧に係る工事請負費と施工管理委託料、合わせまして４億7,500万円、大規模盛土造成地滑動崩落防止事業に係る測量・設計並びに工作物調査補償費、工事請負費で１億4,350万円、宅地耐震化推進事業・拡充事業工事請負費１億700万円、災害関連地域防災がけ崩れ対策事業工事請負費１億6,000万円などです。

補正額の合計で14億9,926万4,000円、補正後の金額が173億1,989万円となりました。

以上で、一般会計補正予算の説明を終わります。

続きまして、議案第27号、平成29年度御船町国民健康保険事業特別会計補正予算（第２号)について説明いたします。予算書を御覧いただきたいと思います。今回の補正額は1,309万1,000円となりまして、補正後の金額は28億1,914万6,000円となっております。

４ページを御覧いただきたいと思います。事項別明細書、歳入の部分になります。主なものを申し上げます。12款、繰越金、補正額が1,500万円、補正後の金額は2,800万3,000円です。平成28年度の決算剰余金を一部予算化したものになります。

５ページに移ります。歳出です。２款、保険給付費、補正額900万円。補正後の金額が17億1,985万2,000円です。これは、熊本地震に伴います鍼・灸、コルセットなど療養費の負担金の還付金となります。11款、諸支出金、補正額600万円。補正後の金額が811万4,000円です。これは、熊本地震による減免に係る保険税の過年度還付になります。

以上で、国民健康保険事業特別会計の説明を終わります。

続きまして、議案第28号、平成29年度御船町介護保険事業特別会計補正予算（第２号）についての説明をします。補正予算書を御覧ください。今回の補正額は2,212万1,000円となり、補正後の金額は17億9,361万5,000円となりました。

４ページを御覧いただきたいと思います。事項別明細書となります。歳入の部です。主なものを申し上げます。４款、支払基金交付金、補正額695万8,000円。補正後の金額が４億7,682万5,000円です。平成28年度介護保険給付の追加交付になります。８款、繰越金、補正額1,243万4,000円、補正後の金額が1,273万4,000円です。

５ページに移ります。２款、保険給付費、補正額671万3,000円。補正後の金額が16億89万3,000円です。これは、利用料本人１割負担が、熊本地震に伴い減免されたことによる保険給付費の増額分となります。

５款、諸支出金、補正額1,243万4,000円、補正後の金額が1,274万4,000円です。平成28年度の一般会計からの返還金となります。

以上で、介護保険事業特別会計の説明を終わります。

議案第29号、平成29年度御船町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第１号）について、御説明いたします。補正予算書を御覧いただきたいと思います。今回の補正額は125万3,000円を減額しております。補正後の金額は２億932万2,000円となりました。

４ページを御覧いただきたいと思います。事項別明細書、歳入部分になります。主なものを申し上げます。３款、繰入金、補正額、マイナスの125万3,000円。補正後の金額が8,110万2,000円です。

５ページに移ります。歳出です。１款、総務費、補正額、マイナス125万3,000円、補正後の金額が890万1,000円です。これは、人事異動に伴う給料等の減額となります。

以上で、後期高齢者医療事業特別会計の説明を終わります。

議案第30号、平成29年度御船町緑の村運営事業特別会計補正予算（第２号）について、説明申し上げます。予算書を御覧いただきたいと思います。今回の補正額は38万7,000円を減額しまして、補正後の金額は1,553万9,000円となっております。

４ページを御覧いただきたいと思います。事項別明細書になります。歳入の部分です。主なものを申し上げます。４款、繰入金、補正額、マイナス45万8,000円。補正後の金額は936万6,000円です。

５ページに移ります。歳出です。１款、総務費、補正額、マイナス38万7,000円。補正後の金額は1,523万9,000円です。これも、人事異動に伴います給料等の減額となります。

以上で、緑の村運営事業特別会計の説明を終わります。

続きまして、議案第31号、平成29年度御船町公共下水道事業特別会計補正予算（第１号）について、御説明申し上げます。予算書をお開きください。今回の補正額は752万9,000円を減額しております。補正後の金額が４億6,837万3,000円となっております。

４ページを御覧いただきたいと思います。事項別明細書になります。歳入の部分です。４款、繰入金、補正額、マイナス752万9,000円。補正後の金額は２億2,411万7,000円です。

５ページに移ります。歳出です。１款、総務費、補正額、マイナス752万9,000円。補正後の金額は9,539万円です。これも、職員の人事異動に伴います給料等の減額補正となります。

以上で、公共下水道事業特別会計の説明を終わります。

続きまして、議案第32号、平成29年度御船町情報通信基盤施設運営事業特別会計補正予算（第１号）について、御説明いたします。補正予算書を御覧いただきたいと思います。今回の補正額は2,025万6,000円となりまして、補正後の金額は7,549万1,000円となっております。

４ページを御覧いただきたいと思います。事項別明細書、歳入です。主なものを申し上

げます。１款、分担金及び負担金、補正額287万9,000円。補正後の金額は699万3,000円です。これは、キャンペーンにおける加入者負担金の増額となります。５款、繰入金、補正額1,530万9,000円。補正後の金額は1,530万9,000円です。これは、基金の取り崩しを行ったことによるものであります。

５ページに移ります。歳出です。１款、総務費、補正額2,025万6,000円。補正後の金額は7,519万1,000円です。これは、キャンペーン中に多数の申し込みがあったことによる設計委託料並びに引込工事費119件分の増額補正となります。

以上で、情報通信基盤施設運営事業特別会計の説明を終わります。

次に、議案第33号、平成29年度御船町水道事業会計補正予算（第２号）について、御説明申し上げます。補正予算書を御覧いただきたいと思います。今回の補正は、収益的支出の中で調整を行っておりますので、補正額としてはゼロ円ということになります。

３ページを御覧いただきたいと思います。収益的収入及び支出の支出になります。２項、営業費用、補正額309万9,000円。補正後の金額が２億6,944万1,000円です。職員の人事異動に伴う人件費の増額補正となります。その増額分を４項、予備費から補填しておりますので、収益的収支に関しましては、先ほど言いました補正額はゼロ円と計上しております。

以上で、議案第23号から33号までの補正予算の説明を終わります。

○議長（田端幸治君）　これで、提案理由の説明を終わります。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日は、これで散会します。

～～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～～

午前１１時４９分　散　会